

高浜市自治基本条例 検証中間報告 パブリックコメント実施状況
検証中間報告に対する意見及び回答(案)

1 パブリックコメント実施状況

- (1) 意見の提出期間 平成27年8月17日(月)～平成27年9月14日(月)
- (2) 意見件数 6件(人数1名〔内訳:意見提出箱0名、直接0名、郵送0名、ファクス1名、Eメール0名〕)
- (3) 意見対応
- ①修正します(意見に基づいて、原案を修正したもの) : 0件
 - ②原案どおりとします(意見を検討したが、原案どおりとしたもの) : 0件
 - ③意見として承ります(原案の内容以外の意見を承ったもの) : 4件
 - ④その他(感想やご質問など) : 2件

2 意見と意見に対する回答(案)

番号	条文	意見箇所	意見	回答(案)	対応
1	第16条 第17条 第18条	①条例の推進状況 ②成果・課題と今後の取組みの方向性 ③条文修正の必要性	地域自治の団体として「まちづくり協議会」を指名されているが、具体的な活動実態は、町内会に押し付けられている。 (まち協専属スタッフ人数は少なく、施策企画・実行展開の戦力は無い) (例えば、吉浜12千人の町づくりを現体制で施策展開できるとは思えない) (まち協スタッフも各町内への関心無く、町内会任せという意識がある) (市民にも町内課題を「まち協」に頼もう。という意識が醸成されていない) ⇒一方、町内会の基本方針や期待機能の施策も無い。全く無視されている。 (敢えて町内会を抹消し、まち協を正当化する作が見受けられる。残念)	【総合政策G】 まちづくりの基本的な考え方は、「個々の力でできることは個々で行う」、「地域のみんで力を合わせればできることは、地域で行う」、「地域のみんで力を合わせてもできないことは、市で行う」、つまり、個人→家庭→近隣→町内→小学校区→市の順で取り組んでいくという考え方に立っています。 町内会は加入世帯を対象に、防犯・防災・情報伝達・親睦といった相互扶助活動を行っていますが、地域に根を張った強さがあり、いざというときに、地域住民にとって最も身近で頼りになる自治組織です。その基盤がしっかりしてこそ、活力ある地域社会の実現につながっていくと考えています。	③意見として承ります

			<p>例えば、会社組織は「社員⇒係⇒課⇒部」のように、町組織も同様では。「市民⇒まち協⇒市」では、意見伝達や施策展開は困難と思われる。</p>	<p>そこで、第 19 条「活動の支援と育成」において、市民・議会・行政はその役割を認識し、お互いに守り、育てていくように努める必要があること、また行政は、活動しやすいように必要な支援や協力を行うことなどを明記しています。</p> <p>一方、まちづくり協議会は、町内会・PTA・いきいきクラブ・民生委員など小学校区内の各種団体が集まり、1つの団体だけでは解決が難しい課題に対して協議・調整し、役割を分担しながら地域の総合力で課題の解決にあたる組織であり、町内会の加入・未加入を問わず、小学校区内の市民を対象に活動を行う「公共的団体」という性格上、条例に位置付けを持った団体となっています。</p> <p>各団体の特性を活かし、補完し合いながらまちづくりに取り組んでいただくことが大切であると考えています。</p>	
2	その他 条例推進に 向けての 自由意見		<p>(素人意見を述べさせていただきます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残念ながら、中間報告のためか、基本条例の思想・目的が理解出来ません。 <p>(当然の責務・使命を改めて成文化することの必要性が理解出来ないのです)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例とは、「まちづくり」を推進のための、ルール化と思われます。 	<p>【総合政策G】</p> <p>高浜市が目指すまちづくりの姿や決意は、条例冒頭の「前文」に掲げています。「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という考え方に立ち、高浜市を未来へとつなげていくために、一人ひとりが力を出し合い、みんなで力を合わせて「住んでみたい」「住んでよかつ</p>	④その他(感想やご質問など)

			<ul style="list-style-type: none"> •では、最初に必要な「まちづくり」のビジョン（目標）が表現されていないように思います。 •このビジョン（目標・目的）無きまま、施策展開されても、その有効性は疑問に感じます。 •このビジョンに対するコンセプト（仕様・特色）も具体性に欠け、言葉イメージに終始されているよう。 •施策は市民生活全般に及び広範になるが、市民の意見・要望を反映した施策なのか？ 通常の施策業務と混在の分野もあるように思います。また、施策が唐突。 <p>⇒一点集中型の施策目標に限定し、優先順位を設定した展開が必要とします。</p> <p><まちづくり例></p> <ul style="list-style-type: none"> •現高浜市の都市景観は、近隣・国内で散見される平凡な地方都市の状況です。特色化が必要。（特色ある景観構築が出来れば、市民の関心が高揚し、意識高揚すると思います） 	<p>た」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を築いていくことを目指しています。</p> <p>自治基本条例は、「検証中間報告書」3～4ページに記載のとおり、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めたルールで、市民・議会・行政のまちづくりにおける各々の役割を明記し、「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みはこうなっている」ということをメニューのようにお示しするものです。</p> <p>理念条例であることから、まちづくりのビジョン（目標）は市政運営の最上位計画である「第6次総合計画」に掲げ、個別の施策など、具体的な取組みについては、別途条例・計画等に基づいて推進することとしています。</p>	
3	その他 条例推進に 向けての 自由意見		<ul style="list-style-type: none"> •高浜市の良い点は、市域も市組織も「コンパクト」なところ。これを特徴として生かすような施策展開が出来れば、住みやすい町になると思っています。「いい町」になる可能性大きな地域だと思います。ご奮闘を期待しています。 	<p>【総合政策G】</p> <p>ご意見のとおり、高浜市は人口（約46,000人）も面積（13.11km²）もコンパクトですが、市民と行政の距離が近く、きめこまかな対応をとりやすいこと、また、まちへの想いを共有し、力を合わせやすいといった点が、高浜市の強みであると考えております。</p>	④その他（感想やご質問など）

				<p>今後も、こうした強みを活かしながら、市民の皆様方と力を合わせて「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市づくりに取り組んでまいります。</p>	
4	第22条 危機管理 (防災)	<p>①条例の推進状況</p> <p>②成果・課題と今後の取組みの方向性</p> <p>③条文修正の必要性</p>	<p>防災活動は、住民の避難行動から避難生活まで含まれ、非常に多面的な要素を要求される難しい課題です。</p> <p>しかし、最重要課題は「救命」にあると思います。とすれば「救命」の最重要時間は、災害発生後から15分とされています。</p> <p>この15分に活動できる体制整備が危機管理の重要課題とされます。</p> <p>いわゆる「初動防災体制の整備」に的を絞り、実践的な訓練を企画・実行推進する事がこれからの防災活動に必要ではないでしょうか？</p> <p>⇒この視点から現防災体制や訓練内容は方向転換を要すると思われます。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制面では「隣組」の復活ー〔1分以内に現場急行できる体制〕 ・訓練ー傾倒家屋からの救助作業ー〔ボール・ジャッキの操作方法〕 ・設備ーAED設置促進と設置場所標示ー〔防災マップに掲載〕 	<p>【都市防災G】</p> <p>ご意見のとおり、災害時の「初動防災体制の整備」は、大変重要な取り組みであるとともに、地域住民の繋がりが重要であると認識をしています。</p> <p>今後、自主防災組織である町内会やまちづくり協議会と連携した防災訓練の検討時において、ご意見の「初動防災体制の整備」の観点を加えた訓練等の実施に係るご意見が寄せられた旨をお伝えします。</p>	③意見として承ります

			<p>等々の施策が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本来の主旨とは異なる筋違いの提案かもしれませんが、あえて進言させていただきます。 • 危機管理の「一点集中型の施策」です。 		
5	第22条 危機管理 (防犯)	<p>①条例の推進 状況</p> <p>②成果・課題と 今後の取組み の方向性</p> <p>③条文修正の 必要性</p>	<p>• 高浜市は、市民感覚的には、犯罪の少ない安全な町と感じています。しかし、危機管理的な視点からは、警察交番が有る程度で警戒対応が若干弱いと思われます。</p> <p>⇒警備面の費用対効果の最大策は「防犯カメラ」と思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市内の幹線道路の市域との接続部や、市内全域の監視体制を構築する。 • 各会社や各店舗の監視部として、接続道路部を入れて頂く（補助費支給）等を展開し、「24 時間監視体制」の構築を切望します。 <p>（予算一まち協のパトロール車予算を「防犯カメラ設置」に充当） （工夫により、カメラ1台数万円で設置可能）</p> <p>⇒次の提案として、防災ネットワークを警備面に応用し「防犯ネットワーク」に兼用することも一案として提案します。</p>	<p>【都市防災 G】</p> <p>最近の犯罪捜査において「防犯カメラ」の画像により、犯人の特定が進むなど、「防犯カメラ」の有効性や犯罪抑止効果などが取り上げられています。</p> <p>今年度、本市においても、「防犯カメラ」による犯罪抑止のため、市内の3駅（吉浜駅、三河高浜駅、高浜港駅）に「防犯カメラ」を設置します。</p>	③意見として 承ります

			<ul style="list-style-type: none"> •本来の主旨とは異なる筋違いの提案かもしれませんが、あえて進言させていただきます。 •危機管理の「一点集中型の施策」です。 		
6	第1条 目的 (ゴミ処理)	<p>①条例の推進状況</p> <p>②成果・課題と今後の取組みの方向性</p> <p>③条文修正の必要性</p>	<p>ゴミ処理は永遠の課題です。</p> <p>高浜市の現行のゴミ処理方法が確立されて十年以上経過していると思いますが、未だに、何ら改善向上の形跡無く、惰性的に継続されています。</p> <p>今回の自治基本条例のなかにも「ゴミ処理」は取上げられた痕跡もなく、その関心の無さは、市政の後ろ向きの市政を露呈しています。</p> <p>市民感覚的には、隣接自治体と比べても、高浜市ほど、ゴミ処理の労苦を納税者である市民に与えている自治体は少ないと思います。</p> <p>十年前と同じシステムということは、恐らく、まだ今後十年は継続されそうで、全くお役所仕事の典型的な事例といえます。</p> <p>「私たちの愛するまち高浜市を未来につなげて」とか「思いやり、支え合い、手と手をつなぐ」という美しいスローガンが掲げられていますが、実態は市民に非常に厳しい施策展開が継続されています。</p>	<p>◆自治基本条例への「ごみ処理」の位置付けについて【総合政策 G】</p> <p>自治基本条例は、「検証中間報告書」3～4ページに記載のとおり、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めたルールであり、みんなで力を合わせてまちづくりをしていくために「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みはこうなっている」ということをメニューのようにお示したものです。理念条例であることから、細かな規定・取組内容については、個別の条例・計画等で定めることとしています。</p> <p>ごみ処理に関する取組方針・内容等については「高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例」、「高浜市ごみ処理基本計画」といった個別条例・個別計画等の中で定め、展開しております。</p> <p>◆ごみ施策に関して【市民生活 G】</p> <p>ごみの収集量は年々減少傾向にあり、なかでも平成26年度（確定値）の可燃ごみの収集量は昨年度と比較して約64 t、0.6%</p>	③意見として承ります

			<p>今冬も、木枯らしのなかの立当番で体調を崩し、一週間弱、寝込む方もありました。 (ゴミ立当番で健康被害が発生している現実を知って頂きたいと思います) (今後、ますます高齢化でこの傾向は顕著になると予想されます)</p> <p>是非、未来へつなぐために、今後の具体的なゴミ施策改善・改革のご立案と実現を切望致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本来の主旨とは異なる筋違いの意見かもしれませんが、あえて進言させていただきます。 • ゴミ処理は永遠の市民生活の課題です。 • 市と市民と協働で改善推進を図るべきテーマでもあると考えています。 	<p>減少しており、ボランティアの方を含め、多くの市民の皆様のご理解とご協力によるものと感謝しているところです。</p> <p>ご承知のように、ごみの収集を含めた環境行政は市民一人ひとりのご協力なくしては成り立たず、また5年、10年と言った長きにわたり活動した結果、効果が表れるものと言われています。</p> <p>従って、行政としましても長期的視点に立ち、一人でも多くの市民にご協力いただけるよう今後とも検討してまいりますので、よろしくお願い致します。</p>	
--	--	--	--	---	--